

令和8年度 商店街プレミアム商品券事業補助金 交付要項

1. 補助金概要

商店街団体が実施する各商店街で使用可能なプレミアム商品券事業の実施に要する経費を補助する。

2. 補助対象者

補助金の交付を受けることができるものは、商業者等が地域的に組織した次に掲げる市内商店街団体（以下「商店会等」という。）とする。

- ア 商店街振興組合
- イ 商店街協同組合
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、法人化された商店街団体
- エ アからウまでに掲げるもののほか、任意の商店街団体が市長が認めるもの

3. 補助対象事業

補助金の交付対象事業（以下「補助事業」という。）は、商店会等が実施するプレミアム商品券事業（近接する複数の商店会等が連携して実施する場合を含む。）とする。

4. 補助対象経費

補助事業の実施に要する次の経費。

- (1) プレミアム商品券の割増分（使用された商品券の額面の総額から販売された商品券の総額を控除した額とする。また、補助対象となるプレミアム率は、30パーセントを上限とする。）
- (2) 次に掲げる事務費
 - ア プレミアム商品券発券に係る印刷費
 - イ プレミアム商品券事業の周知に係る広告・宣伝費（チラシ、ポスター、新聞折込み、地域紙への掲載等）
 - ウ 装飾費（のぼり旗、立て看板等）
 - エ 委託費（プレミアム商品券の換金手数料等）
 - オ 原材料費（消耗品費等）
 - カ その他市長が必要と認める経費

※この補助金と同様の趣旨の他の補助金等（国、県その他団体によるものを含む。）の交付を受けている場合は、補助対象経費から当該補助金等の額を差し引くものとする。

5. 補助金額

補助金額は、予算の範囲内において、次の表の左欄に掲げる申請区分に応じ、補助対象経費に補助率を乗じた額又は補助上限額のそれぞれ少ない方の額の合計とする。

申請区分	補助対象経費	補助率	補助上限額(年度)
商店会等が 単独で実施する場合	プレミアム商品券 の割増分	10／10	200 万円 (400 万円)
	事務費	3／4 (4／5)	
複数の商店会等が 連携して実施する場合 (連合団体を含む)	プレミアム商品券 の割増分	10／10	500 万円 (800 万円)
	事務費	3／4 (4／5)	

※下限額なし

※前年度より年間を通して発行数、購入可能人数を増加させた場合は、括弧内の補助率、補助上限額を適用する。

※神奈川県「紙版かながわトクトクキャンペーン！」事業費補助金の2回目を申請することができなかった商店会等は、1回目の交付決定額を補助上限額とする。

※算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

6. 補助の回数

同一の商店会等（複数商店会等が連携して申請する場合は、その構成団体も含む）が同一年度に本補助金の交付を受けることができる回数は1回までとする。

7. 申請手続き

商店会等は、あらかじめ指定した期間内に次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請書（規則第1号様式）
- (2) 事業計画書（規則第4条関係）
- (3) 予算書（規則第4条関係）
- (4) 次に掲げる書類

ア 商店会等の会則

イ 商店会等の会員名簿

ウ プレミアム商品券発行事業に係る約款等の写し

エ 商店会等の構成区域がわかる地図の写し

オ 「紙版かながわトクトクキャンペーン！」事業費補助金の1回目の交付
決定通知書の写し（該当する場合のみ）

(5) その他市長が必要と認める書類

8. 実績報告

商店会等は、あらかじめ指定した期間内に次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 実績報告書（規則第4号様式）

(2) 収支明細書

(3) 次に掲げる書類

ア 実績明細書

イ 店舗別プレミアム商品券換金状況報告書

ウ 収支を証する書類の写し

(4) 印刷した商品券や広報の見本、状況がわかる写真等

(5) その他市長が必要と認める書類

9. 書類等の保管

規則第8条に規定する書類及び帳簿等は、当該補助事業の完了した市の会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

10. その他の事項

この要項の施行について必要な事項は、文化スポーツ観光部長が定める。

11. 施行期日、失効

（施行期日）令和8年8月12日から施行する。

（この要項の失効）令和9年3月31日限り、その効力を失う。